

日本籍船舶に対する復原性要件に関する事項

改正規則等

鋼船規則 U 編

鋼船規則検査要領 U 編

改正事項

日本籍船舶に対する復原性要件に関する事項

改正理由

- (1) 鋼船規則 U 編においては、復原性に関する要件を規定しており、適用となる船舶の一つとして、総トン数 20 トン未満の船舶のうち、船級符号に“Restricted Greater Coasting Service”（限定近海船），“Coasting Service”（沿海区域のみを航行する船舶）又は“Smooth Water Service”（平水区域のみを航行する船舶）を付記して登録される船舶を除いた船舶としている。

本規定は、国土交通省の小型船舶安全規則に定められる復原性に関する要件に基づき規定しているが、同要件の適用は、近海以上の航行区域を有する総トン数 20 トン未満の船舶としている。ここでいう近海以上とは、“Restricted Greater Coasting Service”（限定近海船）の航行区域を含むそれ以上の航行区域を示しており、両規則の適用に相違があった。

今般、小型船舶安全規則の適用と整合を図るべく、関連規定を改めた。

- (2) 本船に備えるべき復原性資料作成のための標準的な書式及び記載事項について定める鋼船規則検査要領 U 編附属書 U1.2.1「船長のための復原性資料に関する検査要領」には、復原性に関する情報が十分な精度で得られるよう、図表の作成を推奨している。

日本籍船舶に対しては、最大許容重心高さ等に関する情報として、喫水及び G_0M をそれぞれ縦軸及び横軸にとった横揺周期曲線図を復原性資料に含めることとしている。当該曲線図は、製造中登録検査時に要求される動揺試験の結果を含めて作成する旨規定しているが、その作成手順については規則中に明記していない。

今般、国土交通省船舶検査心得に規定される横揺周期の算出手順を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 総トン数 20 トン未満の船舶における鋼船規則 U 編の適用対象を改めた。
- (2) 動揺試験の結果に基づき横揺周期曲線図を作成する手順及び動揺試験を省略した場合の当該曲線図を作成する手順を規定した。